
地方創生 2.0 における特区の再起動 (案)

2025年6月10日
内閣府
地方創生推進事務局



前回の諮詢会議を踏まえて

第65回国家戦略特区諮詢会議（令和6年12月24日）において、これまでの成果や課題を踏まえ、以下の3つの柱を軸に方向性を提示。その後、地方創生2.0における特区の運用の在り方を検討

3つの柱	取組の方向性
これまでの成果の全国への普遍化	<ul style="list-style-type: none">特例措置の全国展開を更に推進直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化を検討活用が伸び悩む特例措置の要件を再検証
新たな挑戦へのサポート強化	<ul style="list-style-type: none">新規の規制・制度改革提案へのサポート（エビデンス収集等）規制・制度改革を活用した新たな取組・事業へのサポート <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>総合経済対策2024における先行取組（参考資料2-4）</p><ul style="list-style-type: none">✓ 先端的サービスに関する調査・実証✓ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による財政支援✓ 利子補給金制度の拡充（対象事業分野や事業規模に関する要件緩和）</div>
産官学金労言の理解・連携促進	<ul style="list-style-type: none">特区の活用促進につながる情報発信強化（地域の好事例など）自治体・事業者など現場の声の聞き取り規制・制度改革関係制度の連携強化（参考資料2-5）

第65回国家戦略特別区域諮詢会議資料3より抜粋



第65回国家戦略特別区域諮詢会議

民間議員意見

- 3つの特区制度の特例措置のいずれも、その恩恵を全国に普遍化させるため全国展開についてまず検討するとともに、仮に全国展開が直ちに困難な場合でも…全国の自治体が活用可能な構造特区特例に移行することを視野入れて検討を進めるべきである。
- 特区指定区域・事業者団体との対話や全国の幅広い声を吸い上げるためのWEBアンケートなども活用し、丁寧に地方の声を吸い上げていくことを期待したい。

石破総理発言

- 各特区における特例の全国展開について、具体的な取組を開始してください。
- 特区制度が地域の期待により一層、きめ細かく応えることができる制度となりますように、特区制度の新たな運用の在り方について、来年6月までに具体的な検討を進め、「地方創生2.0」につなげていただきますようお願いを申し上げます。

<前回諮詢会議後の主な取組>

主務官庁 特例の全国措置化に向けた検討

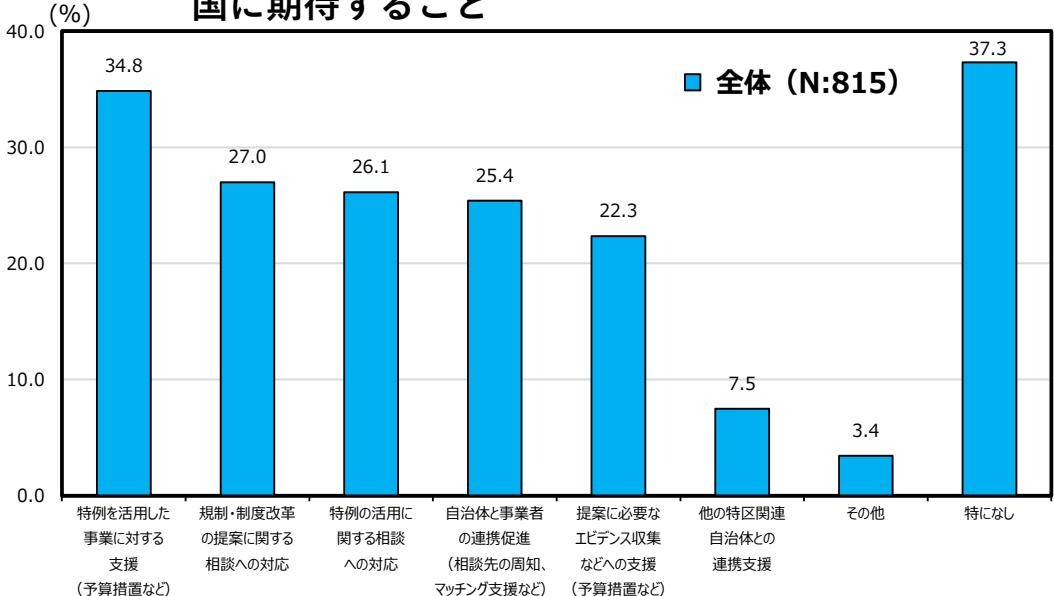
日本全国 アンケート調査
(全国の自治体・事業者等へのWEBアンケート)

国家戦略 区域との対話
特区自治体 (全16の指定区域との意見交換)

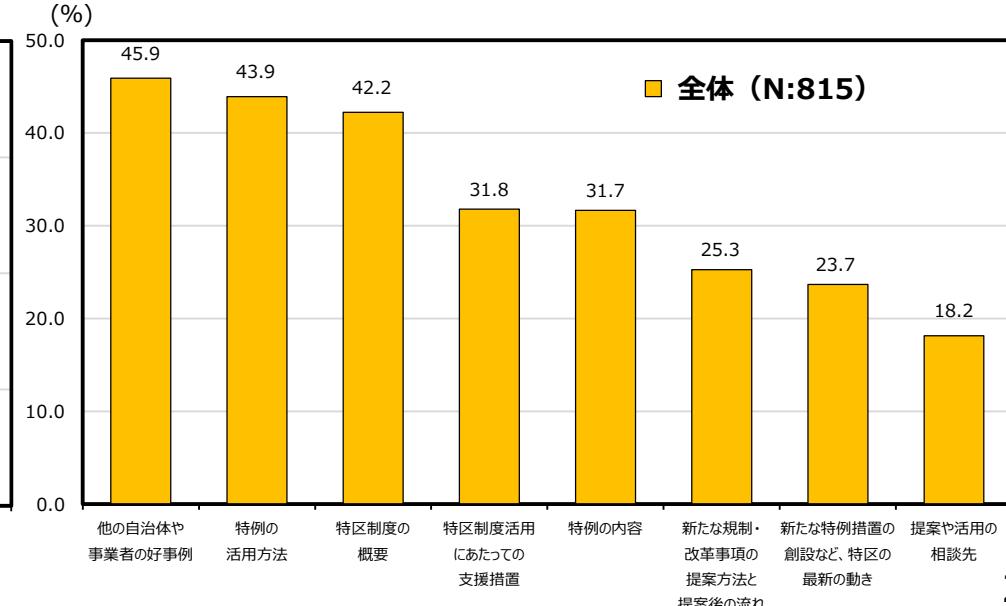
特区制度に関する地域の声

- 令和7年2～3月にかけて、全国WEBアンケートや国家戦略特区指定区域との対話を通じ、自治体や事業者など多様な地域の声を聞き取り
- アンケート調査（詳細は参考資料7-1）では、国に期待することは、特例を活用した事業に対する支援、規制・制度改革の提案・活用に関する相談への対応、自治体と事業者の連携促進、提案に必要なエビデンス収集などへの支援が多い【図1】
- また、特区制度については、約7割が「あまり知らない」「知らない」という結果。好事例や特例の活用方法、制度の概要や支援措置に関する情報提供を求める声が多い【図2】
- 区域との対話（詳細は参考資料7-2）では、提案者側のみに挙証責任を課すのではなく、主務官庁側も説明責任を負うべきとの声や新規提案を行った後のスケジュール感や年間プロセスを明確にしてほしいといった声があった

【図1】特区制度に基づく特例の提案や活用にあたり、
国に期待すること



【図2】特区制度の知りたい情報



【今後の方針①-1】成果の全国への普遍化（全国措置化等検討）

- 内閣府からの要請に基づき、主務官庁において特例措置の全国措置化について、構造改革特区への移管を含めて検討。指定区域に活用が限定されている国家戦略特区、総合特区の検討対象とした特例措置67件のうち、全国措置化の検討が可能な旨の回答があったものは20件【図3】（各省回答の全体像は参考資料7-3）
- 今後、主務官庁検討結果のみならず、地域のニーズや特例化からの経過年数、活用実績等も踏まえ、特区WGヒアリング等を通じて、全国措置化や活用促進に向けた特例の要件見直しを推進

検討の進め方

1. 特例の全国措置化

- ① 検討可能との回答：具体的な内容・時期について主務官庁と検討・調整の上、可能なものから速やかに措置
- ② ①以外の回答：地域のニーズ、特例化からの経過年数、活用実績等を踏まえ、優先順位を決めて全国措置化を検討
※国家戦略特区制度の目的達成に資する国等の援助に関する規定（援助規定）についても、地域のニーズ等を踏まえ、全国で活用可能な在り方を検討

2. 特例の要件見直し

地域のニーズ、特例化からの経過年数、活用実績等を踏まえ、優先順位を決めて要件の見直しを検討

※構造改革特区・総合特区の特例措置については、両制度の枠組みの下で今後検討

【図3】主務官庁における特例措置の全国措置化に関する検討結果

検討対象	検討対象	全国措置化検討可能（※1）			合計（※2）
		全国展開	構造特区移管		
国家戦略特区	47件	10件	9件	14件	
総合特区	20件	3件	3件	6件	
合計	67件	13件	12件	20件	
構造改革特区	55件	8件	—	8件	

※1 複数の主務官庁がある特例については、一部の主務官庁のみが検討可能と回答した場合についても計上

※2 1つの特例について、全国展開、構造特区移管とも検討可能との回答の場合、それぞれ計上しているため、合計は一致しないものがある

【参考】全国措置化等検討結果概要（国家戦略特区）

- 以下は、全国WEBアンケートにおいて国家戦略特区指定区域外から活用希望10件以上の特例と、
②主務官庁検討における全国措置化の検討可能との回答があった特例をまとめたもの（活用希望件数順）
- 主務官庁検討において、●は全国展開の検討可能（○は主務官庁が複数あり一部の主務官庁のみ検討可能）、
●は構造改革特区移管の検討可能との回答があった特例

主務官庁検討	国家戦略特区の特例措置	創設年度	活用区域	活用希望（区域外）
	過疎地等での自家用自動車による有償運送 ※R6制度改正により事実上全国展開済み	2016	2	37
	都道府県知事等の認定を受けた滞在施設における旅館業法（フロント設置等）の適用除外（特区民泊）	2014	5	17
	農地権利移転許可事務を農業委員会から市町村へ移管	2014	3	17
●	工場新增設促進のための工場立地法等の緑地面積率等に関する規制緩和	2021	4	16
	中心市街地活性化基本計画の認定の特例	2021	0	14
	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化（創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例）	2015	4	13
●●	小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみ）	2017	2	12
	外国人エンジニアの就労促進（自治体の協力による在留資格審査の迅速化）	2023	3	11
○●	外国人人事支援人材に関する在留資格の特例	2015	3	10
	公立学校運営の非営利法人への開放	2015	2	10
●	ベンチャー・ファンドへの出資に係る規制の緩和	2024	1	7
●●	外国人乳幼児が多い認可外保育施設における保育士配置基準の緩和による外国人保育資格者の活用	2023	2	5
●	一般社団法人等への信用保証制度の運用	2017	1	3
●	地方裁量型認可化移行施設の設置（認可外保育施設から認可保育施設への移行を目指す等で、都道府県の基準を満たした場合、認可移行計画の延長、保育センター加算取得を可能化）	2019	0	3
●●	会社設立に係る行政手続の英語対応	2024	4	3
●	外国医師の臨床修練可能な診療所の対象拡大	2015	1	1
●	建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例	2019	1	1
●	地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験（航空法）	2020	0	1
●	地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験（電波法）	2020	0	1
●●	銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和	2024	1	1
●	補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続きの特例措置	2023	0	0

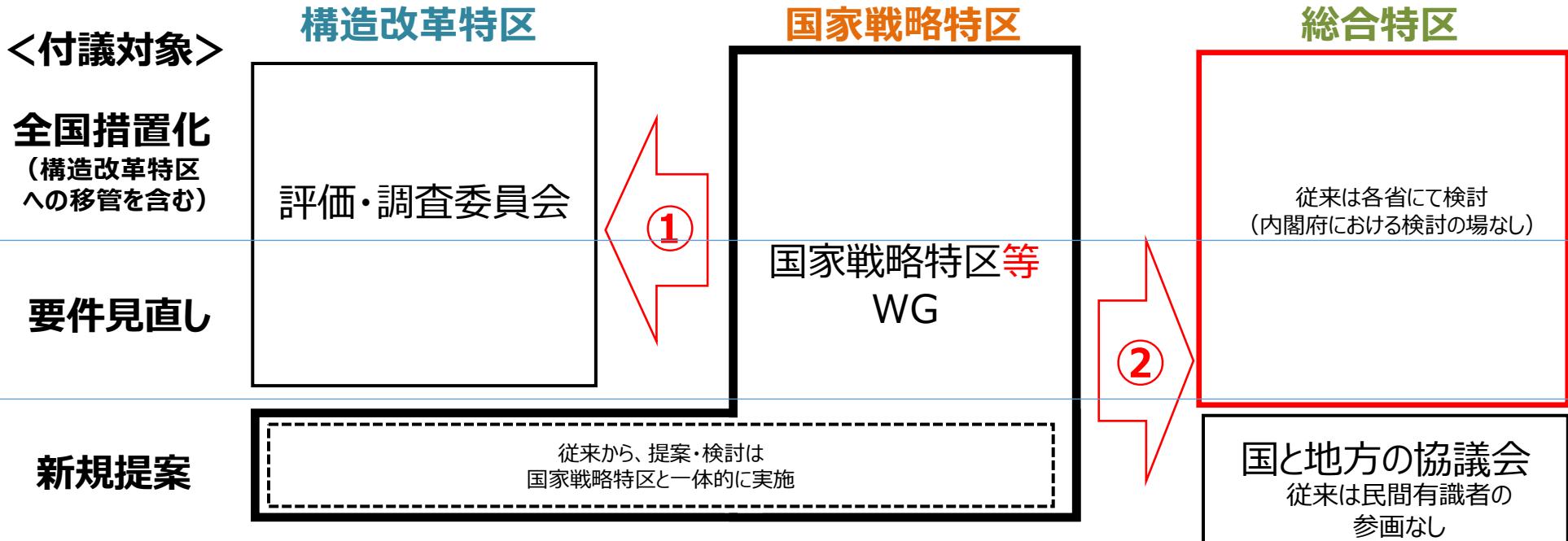
【今後の方針①-2】成果の全国への普遍化（検討体制強化）

規制改革の新規提案や特例の全国措置化、要件見直しについて、民間有識者の知見を最大限に活用し、横断的視点で迅速かつ効果的に検討できるよう、各特区制度の枠組みも活かしつつ体制を強化

変更のポイント

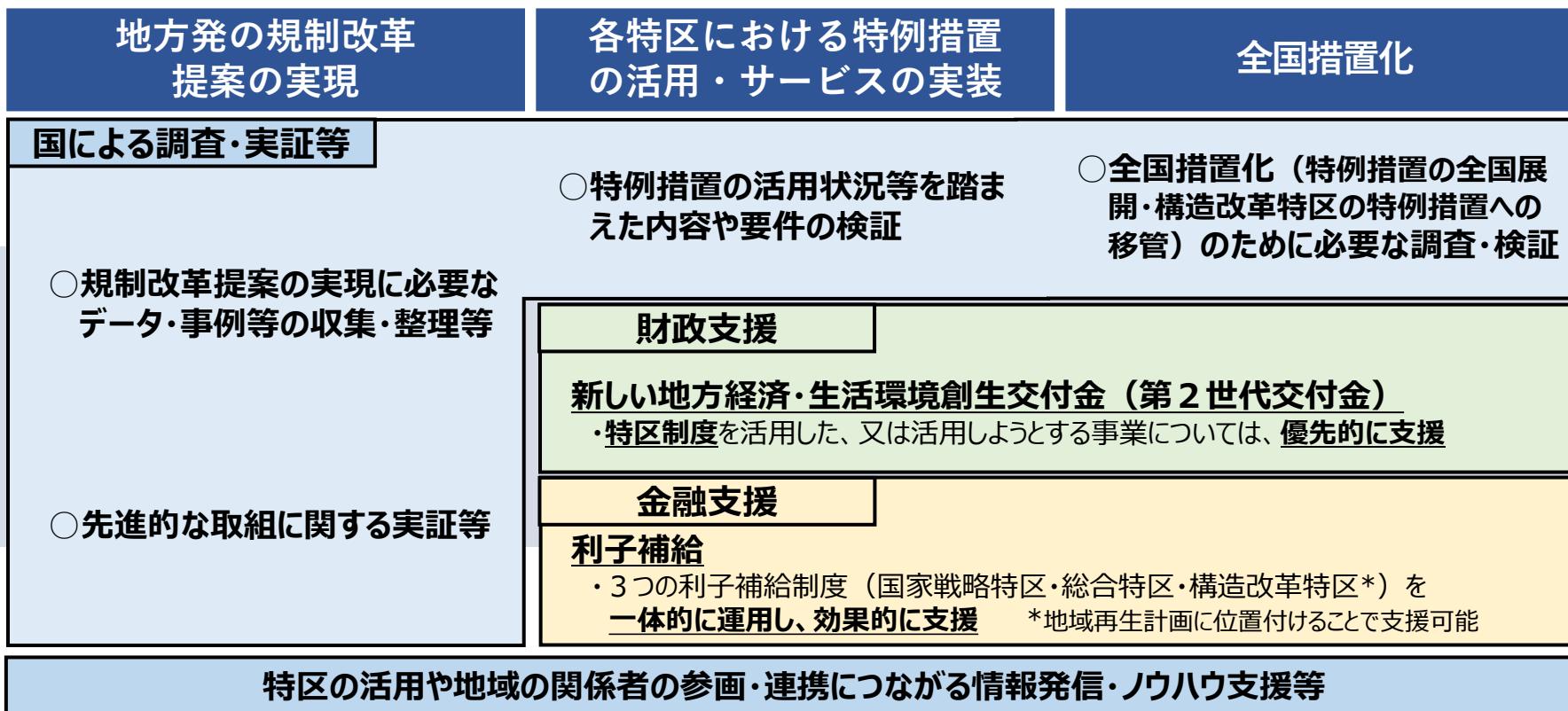
- 国家戦略特区WGの意見聴取等の充実のため主務官庁の資料提出、説明等の協力を基本方針に明記
(→提案から方針決定までの期間ができるだけ半年以内となることを目指して業務運営を行う)
- 同WGの業務として以下を追加（国家戦略特区「等」WGと改称）
①構造改革特区特例について、必要に応じ評価・調査委員会の検討をサポート（国家戦略特区から移行した特例など）
②総合特区特例の全国措置化等の検討や、新規提案について必要に応じ国と地方の協議会をサポート

※赤：特区WGの新たな役割



【今後の方針②】新たなチャレンジへのサポート強化

- ・地方発の新たな規制改革提案について、主務官庁と協議を進める際のハードルの高さや新たなルールを活用したサービス導入のリスクの高さ等を踏まえ、新たなチャレンジへのサポートを強化
- ・具体的には、取組の段階に応じて、国において、新たな規制改革提案の実現や全国措置化のための調査・実証等と、地方創生交付金や利子補給制度による財政・金融支援を一体的・効果的に実施するとともに、特区の活用や地域の関係者の参画・連携につながる情報発信・ノウハウ支援等を行う。



地方の課題
を起点とする
大胆な規制
改革の実現

成果の普遍化

財政措置が必要なものはR 8概算要求等できるだけ早期に対応

【今後の方針③】産官学金労言士の理解・連携促進

- 特区制度の認知を高め、制度の活用を促進するため、公式noteを立ち上げるとともに特例措置の創設や活用方法を特区横断的に解説した「特区の手引き」や、分野ごとの好事例をまとめた「特区の活用事例」を公表し、特区相談窓口も整備
- 今後、地域の声も踏まえ、地域の好事例のコンテンツの充実や自治体と事業者をつなぐ場の提供、3つの特区制度を一元化したHP公開、制度間連携の更なる強化を図る

<前回諮詢會議後の主な取組>

特区制度の活用促進



「特区の手引き」・「特区の活用事例」（2025年3月公表）

手引き &
活用事例



<今後の取組>

地域の好事例の情報発信強化

特区を推進エンジンに 変化する価値観
やニーズに対応し、挑戦する企業を応援
(福岡県福岡市)

67
内閣府 地方創生推進事務局
2025年3月12日 18:28

公式note
開設

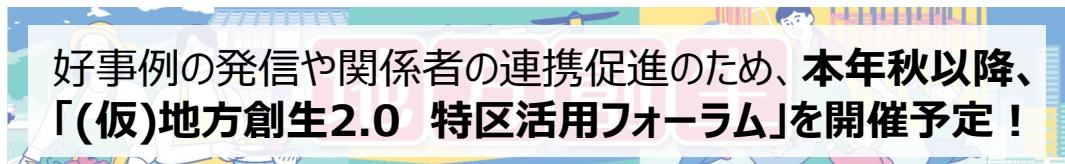


企業と共に歩む中山間地域の未来 農業や
暮らしの課題を、共存共栄で解決（兵庫
県養父市）

100
内閣府 地方創生推進事務局
2025年3月7日 19:40

古くから大陸方面への玄関口として栄え、豊かな自然と機能性に優れた都市
エリアが共存する福岡市は、住みやすく働きやすい街と評価されています。
一方で、就職を機に九州外に出てしまう学生が多いことや、支店経営的な側
面が強いといった課題も抱いていました。そのような中、国家戦略特区制度
を推進エンジンとして、国内外から多様な人材や企業を呼び込む環境づくり
を行い、飛躍的な成長を遂げている福岡市の歩みについて、総務企画局企画

「note」（2025年2月創設）



好事例の発信や関係者の連携促進のため、**本年秋以降、
「(仮)地方創生2.0 特区活用フォーラム」を開催予定！**

規制改革関連制度との連携強化

- 様々な規制改革の取組を制度横断的に検索するための
ウェブサイト「規制改革ライブラリー」を令和6年度末公開

- 全国的な規制・制度改革を検討する規制改革推進会議等、他の
枠組みとの連携を図りつつ、きめ細かく規制・制度改革を推進

今後、公式noteの活用やHP公開を通じ、質・量ともに充実した情報発信を強化

特区の再起動に向けた基本方針の見直し

これらの方針を進め、地方創生2.0において特区を再起動させるため、国家戦略特区基本方針（閣議決定）等を改定（改定案は参考資料7-4）

地方創生2.0を踏まえた取組の推進

地方の厳しい状況とデジタルを始めとする新技術の進展を踏まえ、スピード感をもって**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める観点から、取組を推進する旨を明記**

成果の普遍化（全国措置化の推進）

特例措置について、直ちに全国展開が困難であってもその効果を全国に波及していくことが可能となるよう、**構造改革特区の特例措置への移管を推進する旨等を新たに規定**

規制・制度改革の検討体制の強化

新たな規制改革提案や特例の全国措置化、要件の見直しについて、**横断的視点で迅速効果的に検討を行うことができるよう、各特区の枠組みを活かした検討体制を新たに規定**。新たな規制・制度改革に関する**主務官庁の責務を明確化**

新たなチャレンジへのサポート・情報発信等の強化

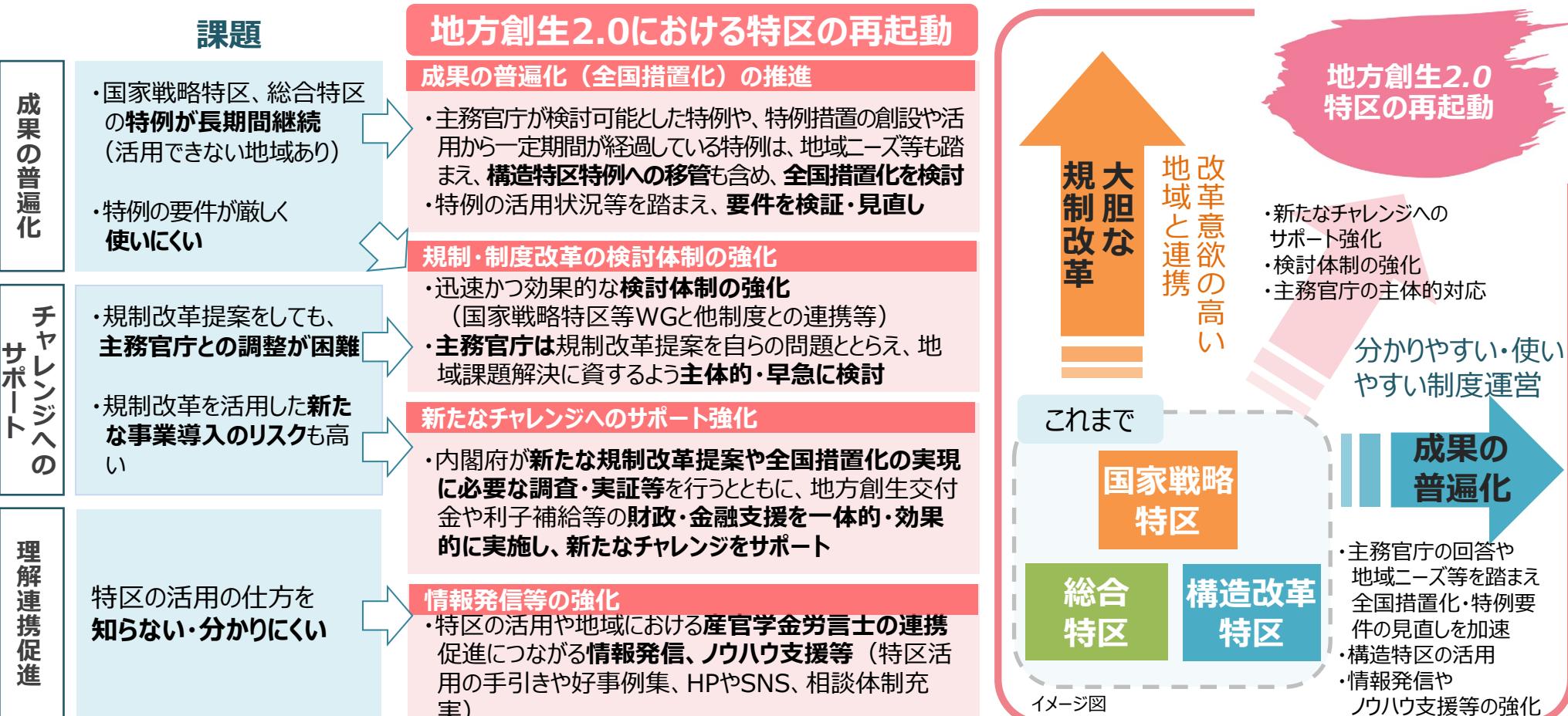
新たな規制改革や全国措置化の実現に必要となるデータ、事例等の収集・検証、先進的な取組の実現に必要となる実証など、**地域のチャレンジを促進するため必要な施策を講ずる旨や、特区の活用や多様な関係者の連携を促進するための情報発信の強化やノウハウ支援等に努める旨、利子補給制度の制度間連携による支援を推進する旨を新たに規定**

関係制度間の連携

3 特区制度や他の規制・制度改革関係制度等との連携を図りながら、それぞれの**制度の特色や枠組みを活かし、効果の最大化を目指すべき旨を明確化**

地方創生2.0における特区の再起動（ポイント）

地方創生2.0では、2002年に創設された構造改革特区以来、3つの特区制度を通じて得られた成果の普遍化を強力に進めるとともに、特区制度の原点に立ち返り、特例という実証プロセスも最大限活用しつつ、地方の課題を起点とする規制・制度改革をより一層大胆に進めるため、各特区制度の特徴を活かしつつ連携させ、制度全体の運用を抜本的に強化する



特区基本方針など関連規定を改正するとともに、

財政措置が必要なものはR8概算要求等できるだけ早期に対応